

議案第 19 号

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 12 日提出

和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成 6 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条及び第 8 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 9 条中「28 円 35 銭」を「30 円 73 銭」に、「586,905 円」を「609,690 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の和歌山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。